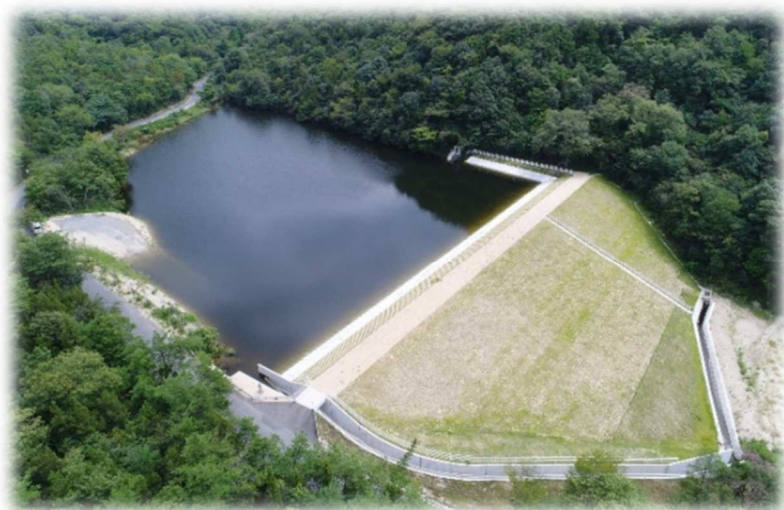


# 岡山県防災重点農業用ため池に係る 防災工事等推進計画



令和3(2021)年3月

岡 山 県

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1

## 第2章 防災工事等の推進に関する基本的な方針

1 岡山県における農業用ため池の概要	3
2 基本的な考え方	4
3 防災重点農業用ため池の指定	5

## 第3章 防災工事等の実施に関する事項

1 劣化状況評価	6
2 地震・豪雨耐性評価	7
3 防災工事	8
4 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況	10

## 第4章 防災工事等の実施に当たっての役割分担等

1 事業主体	12
2 技術指導等の内容	13
3 情報共有及び連携の方法	13

## 第5章 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

1 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施	14
2 ICT等の先端技術の導入による管理・監視体制の強化	14

## 資 料

防災重点農業用ため池 市町村別一覧表	15
防災工事等推進計画ロードマップ	16
ため池防災・減災対策指針の概要	17
防災重点農業用ため池経過観察結果報告書（参考様式）	18

# 第1章 計画の概要

## 1 背景と目的

本県は、「晴れの国おかやま」の名のとおり年間降水量が少ないため、新田開発に伴う農地の拡大に合わせ、河川からの取水が困難な地域を中心に約1万か所の農業用ため池が築造されています。

これらの中には、老朽化が進んでいるものや耐震性が明らかになっていないものも多く、平成30年7月豪雨では、230か所の農業用ため池が被災し、うち4か所が決壊しました。幸い県内では下流地域に大きな被害はありませんでしたが、全国では決壊により尊い命が失われるな



平成30年7月豪雨で被災したため池

ど甚大な被害が生じたため、国は、適正な管理保全体制を整備するために「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を令和元年に施行するとともに、農業用ため池の防災工事等を推進するために「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を令和2年10月に施行しました。

こうした状況を踏まえ、本県では、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」のうち、老朽度の高い池や農業利用されていない池を優先し、ハザードマップの作成や改修、廃止など、ソフト・ハード両面からの安全対策を市町村と連携しながら進めています。

このたび策定する「岡山県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」は、防災重点農業用ため池の防災工事等を今後10年間で集中的かつ計画的に進めるための対象や対策の優先順位、県と市町村の役割分担など、防災工事等の進め方を示したものであります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、令和2（2020）年度からの3か年を期間とする県の「ため池防災・減災対策指針」（巻末資料参照）の考え方をもとに、特措法第5条第1項の規定に基づく防災工事等推進計画として、同第3条の規定により国が策定した「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針」（以下「基本指針」という。）に沿って策定しています。

## 3 計画期間

計画期間は、特措法の期間内である令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、その後の情勢変化や防災工事等の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

## 【 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 】

### (基本指針)

第三条 農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災工事等の推進に関する基本的な事項

二 防災重点農業用ため池の指定について指針となるべき事項

三 第五条第一項に規定する防災工事等推進計画の策定について指針となるべき次に掲げる事項

イ 劣化状況評価の実施に関する基本的な事項

ロ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき防災重点農業用ため池の基準  
その他地震・豪雨耐性評価の実施に関する基本的な事項

ハ 防災工事の実施に関する基本的な事項

ニ 防災工事等の実施に当たっての都道府県及び市町村の役割分担及び連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関し必要な事項

3～5 (省略)

### (推進計画)

第五条 都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、防災重点農業用ため池に係る防災工事等に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 防災工事等の推進に関する基本的な方針

二 劣化状況評価の実施に関する事項

三 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

四 防災工事の実施に関する事項

五 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、防災工事等の推進に関し必要な事項

3～5 (省略)

## 第2章 防災工事等の推進に関する基本的な方針

### 1 岡山県における農業用ため池の概要

本県は、恵まれた気候と豊かな自然のもと、北は中国山地から南は瀬戸内海まで、米はもとより、ぶどうや桃など多様な農作物が栽培されています。

これらの生産に必要な不可欠な農業用ため池は、全国で4番目に多い約1万か所あり、その多くは江戸時代以前に築造されています。

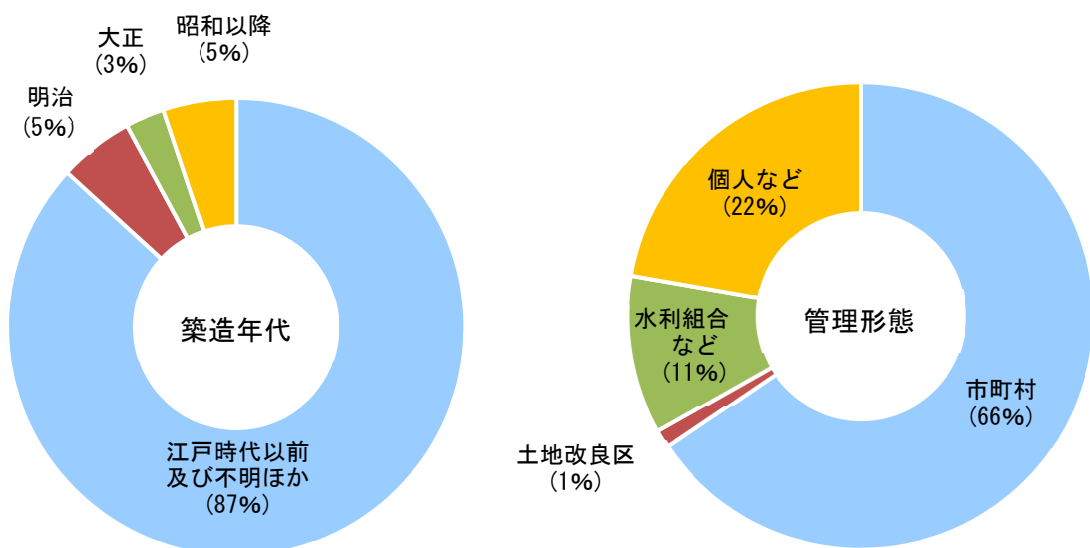
また、これらの農業用ため池の多くは耐震性が明らかになっておらず、老朽化が進んでいる池も多く存在します。

#### ■ 農業用ため池の数

順位	都道府県名	農業用ため池数
1	兵庫県	24,400
2	広島県	18,938
3	香川県	14,614
4	岡山県	9,504
5	山口県	8,638
全国		159,543

出典：令和2年3月 農林水産省農村振興局防災課調べ  
令和3年3月 岡山県耕地課調べ（岡山県のみ）

#### ■ 県内の農業用ため池の築造年代と管理形態



出典：令和3年3月 岡山県調べ

## 2 基本的な考え方

膨大な数の農業用ため池について、必要な防災・減災対策を短期間で全て行うことは困難なため、県内のため池を人的被害のおそれや老朽度、農業利用の状況により5つの区分に類型化するほか、決壊の発生確率を考慮した被害額の大きさを「リスク」として評価するなど、改修や廃止など対策の優先度を定めて、ため池の安全性の確保に取り組めます。

また、避難行動につなげる対策として有効なハザードマップの作成を進めるとともに、地元の合意形成が困難なことなどから、直ちに防災工事等が行えない場合には、水位を下げた管理を促すなど、ハードのみならずソフト面からの安全対策を市町村と連携を図りながら進めます。

### ■ 農業用ため池の類型化と優先度

区分	現状			類型化	方向性	対策の内容
	人的被害	農業利用	老朽度			
農業用ため池	防災重点	有	高	I	防災機能を高める	<b>【優先度：高】</b> 改修や低水管理等による安全性の確保
			低	II	適正な管理を推進する	改修や避難対策等による安全性の確保
		無	III	廃止対策を進める	<b>【優先度：高】</b> 廃止や落水管理等による安全性の確保	
	それ以外	無	有	IV	施設を維持する	改修や低水管理等による安全性の確保
			無	V	落水管理・廃止を行う	廃止や落水管理等による安全性の確保

### ■ リスク評価のイメージ

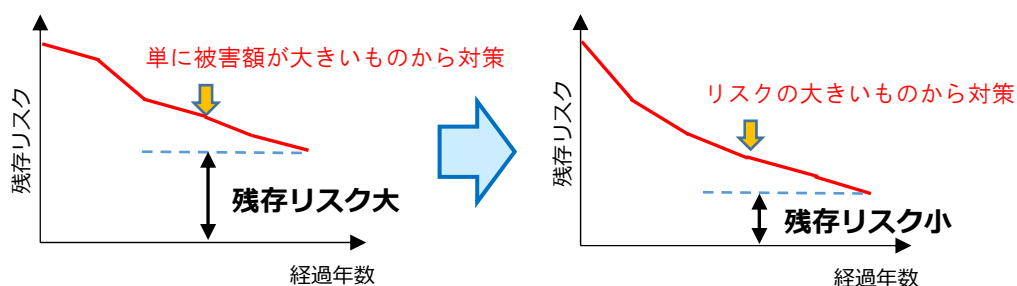
※リスク評価：被害額に決壊確率を掛け合わせた絶対評価指標

A池：被害額が 20 億円で決壊する確率が 1/20

B池：被害額が 100 億円で決壊する確率が 1/200

〔リスク比較〕 A池 =  $20 \times 1/20 = 1$  億円 > B池 =  $100 \times 1/200 = 0.5$  億円

毎年、一定額を投資した場合の残存リスク



### 3 防災重点農業用ため池の指定

本県では、特措法第4条第1項の規定に基づき、農業用ため池の決壊による水害その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものを「防災重点農業用ため池」として指定しています。（巻末資料参照）

なお、浸水区域（農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域。）に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設。）がなくなった場合や廃止工事を実施した場合など、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなったものについては、法第4条第3項の規定に基づき、指定を解除します。

#### 【 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 】

##### （防災重点農業用ため池の指定等）

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、防災重点農業用ため池として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

#### 【 防災重点農業用ため池の要件（法施行令） 】

一 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（次号及び第三号において「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。次号及び第三号において同じ。）が存すること。

二 貯水する容量が1,000 m<sup>3</sup>以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存すること。

三 貯水する容量が5,000 m<sup>3</sup>以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

## 第3章 防災工事等の実施に関する事項

防災工事等を実施する対象は、本章4（2）ア並びにイ①及び③、カ②を除く防災重点農業用ため池とし、実施計画（劣化状況評価及び豪雨耐性評価を除く）を別途整理し、年1回を目途に更新することとします。

なお、特措法の期間内を前半5年（以下「前期」という。）と後半5年（以下「後期」という。）に区分し、各々の実施目標を定め、計画的な防災工事等に取り組みます。

### 1 劣化状況評価

#### （1）進め方

本章4（2）エ及びオの防災重点農業用ため池を対象として、前期中に全ての評価の完了を目指します。

また、劣化状況評価は、堤体や洪水吐、取水施設等における漏水・変形等について現地計測等により実施することとし、その方法は別途県が定めることとします。

#### 【実施目標】

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：約3,900か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池：－か所

#### （2）経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された池については、劣化の進行に伴う決壊が生じないように、必要に応じて定期的に劣化状況を観察することとします。

経過観察は、基本的に市町村等ため池管理者が毎年1回以上行うこととし、その結果を県や市町村に適切に報告（様式：巻末資料参照）することとします。

#### （3）定期点検

地震や豪雨等により劣化が進行し、不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了した池も含め、全ての防災重点農業用ため池について定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握することとします。

定期点検は、基本的に市町村等ため池管理者が毎年1回以上行うこととします。



## 2 地震・豪雨耐性評価

### (1) 進め方

本章4(2)ウ及びオの防災重点農業用ため池で国の基本指針第3の2(1)の実施要件に該当する池のうち、決壊した場合の影響度が高く、市町村など関係者との調整が図られたものから優先的に実施します。

また、地震・豪雨耐性評価は、国の設計指針等を参考に、地質調査、土質調査及び降雨データの収集を行い、堤体の耐震診断や洪水吐の流量計算等により実施します。

**【実施目標】** ※本評価に限っては、後期は令和8年度から9年度の2か年とします

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池 : 約100か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池 : 約40か所

### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件 (知事特認)

国の基本指針第3の2(1)③に規定する県知事が特に必要と認めるものについては、浸水区域に多くの住宅や重要な施設があるなど、決壊により甚大な被害を及ぼすおそれがある池とし、必要に応じて個別に判断することとします。

#### **【防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針 第3の2(1)】**

- ① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所若しくは同法第49条の7第1項に規定する指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域に存すること。
- ③ 当該防災重点農業用ため池が決壊した場合、その周辺の区域に存する住宅等の居住者及び利用者に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして、都道府県知事が特に必要と認めるものであること。

### 3 防災工事

#### (1) 防災工事（廃止工事を除く）の進め方

劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された池について、劣化を改善するための防災工事や地震・豪雨に対する所要の安全性を備えるための防災工事を行います。

防災工事にあたっては、下流への影響度や老朽度合い、決壊が発生する確率などを考慮した優先度に応じて検討し、地元の合意形成が図れたものから実施します。

##### 【実施目標】

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池 : 約 120 か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池 : 約 130 か所



防災重点農業用ため池の防災工事

#### (2) 廃止工事の進め方

現在農業利用されていない又は今後利用する見込みがない池について、計画的に廃止工事（統廃合を含む）を行います。

なお、廃止工事にあたっては、決壊した場合の影響度も踏まえながら、地元の合意形成が図れたものから実施します。

##### 【実施目標】

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池 : 約 150 か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池 : 約 150 か所



防災重点農業用ため池の廃止工事

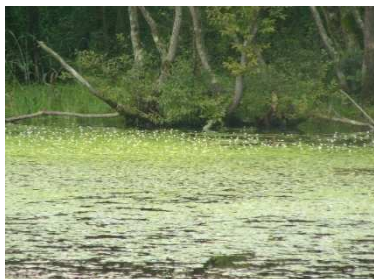
### (3) 配慮すべき事項

#### ア 関係者との調整

防災工事の事業主体は、その内容が明らかになった段階で、時間的余裕をもって関係者等と調整し、必要な手続きを行うこととします。

#### イ 環境との調和への配慮

防災工事の事業主体は、関係部局と調整し、あらかじめ当該ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況を把握するとともに、必要に応じてこれらの生物への影響の低減や外来種の逸出の防止など、環境との調和に配慮することとします。



地域住民との協働による生態系の保全事例（希少植物の移植）

#### ウ 下流地域への配慮

廃止工事の事業主体は、下流地域への流出量の増加など安全等に配慮して取り組むこととします。

#### 4 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況

防災工事等の実施状況について、次に掲げる項目を別途整理し、年1回を目途に更新することとします。

##### (1) 防災重点農業用ため池の箇所数

防災重点農業用ため池の箇所数を所有者及び管理者別に整理します。

##### (2) 防災工事等の実施状況別の箇所数

次に掲げる事項について、防災重点農業用ため池の箇所数を整理します。

ア 劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価（以下「劣化状況評価等」という。特措法施行以前に実施した同等の評価を含む。）を実施し、防災工事が不要と判断されたもの

イ 劣化状況評価等を実施し、防災工事が必要であると判断されたもの

- ① 防災工事（廃止工事を除く。）が完了したもの
- ② 防災工事（廃止工事を除く。）が未了のもの（継続中のものを含む。）
- ③ 廃止工事が完了したもの（指定の解除が未了のものに限る。）
- ④ 廃止工事が未了のもの（継続中のものを含む。）

ウ 劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了のもの

- ① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの
- ② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの
- ③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの
- ④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの

エ 地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了のもの

- ① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの
- ② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの

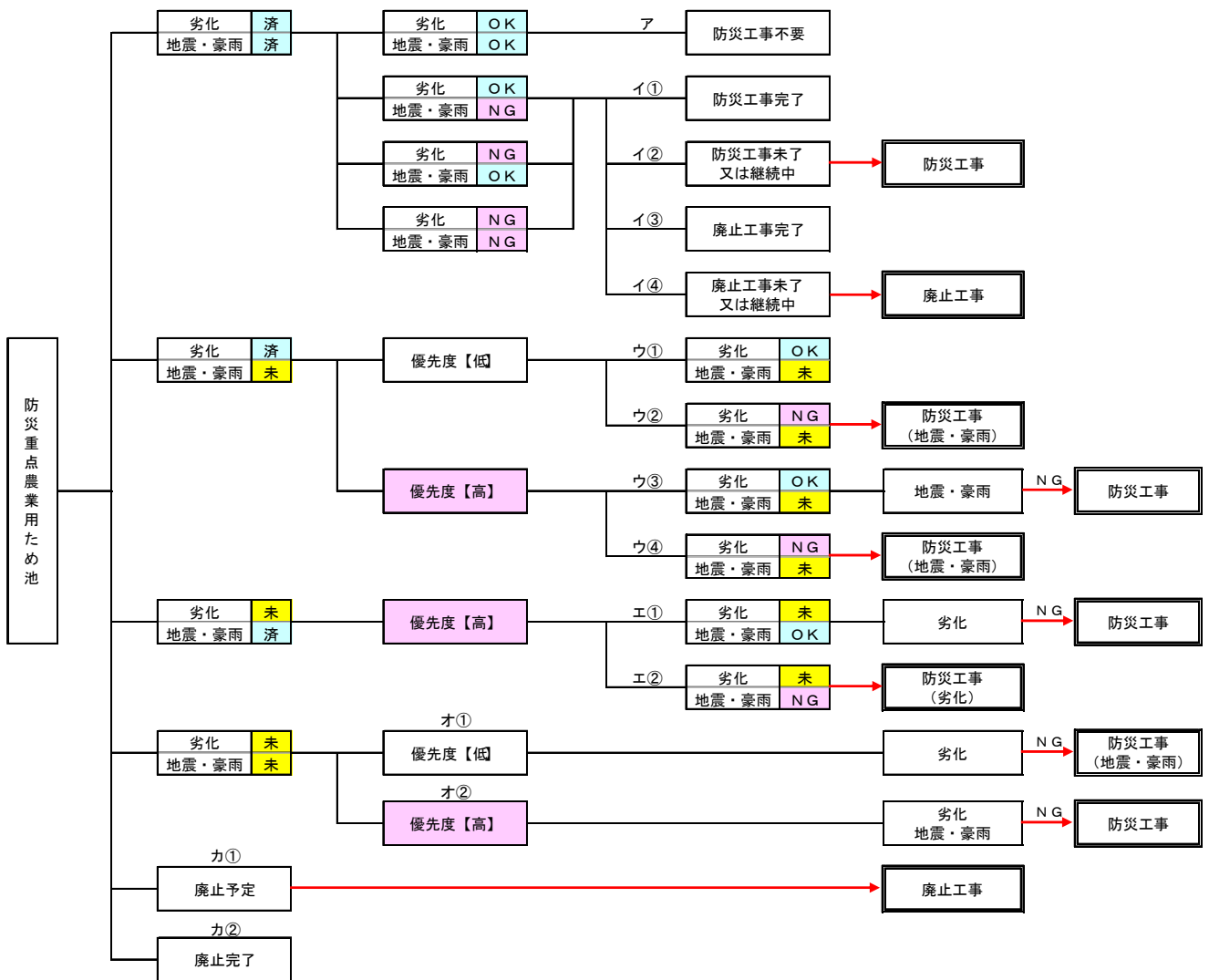
オ 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了のもの

- ① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの
- ② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの

カ 現に農業用水として利用されていないもの

- ① 今後廃止工事を行うもの
- ② 廃止工事が完了したもの（指定の解除が未了のものに限る。）

■ 防災工事等のイメージ体系図



## 第4章 防災工事等の実施に当たっての役割分担等

### 1 事業主体

#### (1) 劣化状況評価・豪雨耐性評価

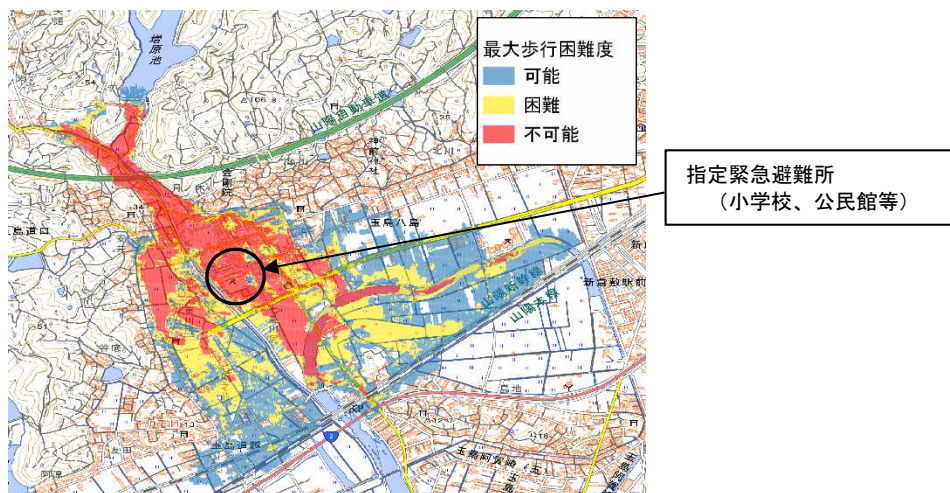
劣化状況評価及び豪雨耐性評価は、基本的に県が行うこととします。

なお、評価の実施時期や優先度については、県と市町村が協議した上で決定することとします。

#### (2) 地震耐性評価

氾濫解析の結果、決壊による流水により歩行が不可能となる範囲（水深 0.5m 以上かつ流速 1.0m/s 以上又は水深 1.0m 以上かつ流速 0.5m/s 以上）に指定緊急避難所等があるもの（基本指針第3の2（1）①及び②に該当するもの。）については、基本的に県が行うこととします。

上記以外の防災重点農業用ため池については、防災工事の事業計画を作成する際に、その事業主体が行うこととします。



県が地震耐性評価を行う箇所のイメージ図

#### (3) 防災工事（廃止工事を除く）

県と市町村との役割分担のもとで防災工事を集中的かつ計画的に進めるため、老朽度が高い防災重点農業用ため池の約半数を占める受益面積 5 h a 以上のものについては県が実施し、5 h a 未満のものについては市町村等が実施することとします。

#### (4) 廃止工事

基本的に市町村が行うこととしますが、一定の要件を満たす場合は、県が受託工事等を行うこととします。

なお、一定の要件については、別途定めることとします。

## 2 技術指導等の内容

農家の高齢化や減少により、ため池の管理や点検に支障が生じており、これらを指導する市町村の技術職員も不足していることから、専門技術者による相談対応や現地指導等の窓口として、令和元年5月、岡山県土地改良事業団体連合会の協力を得て、県が「岡山ため池保全管理サポートセンター」（以下「ため池サポートセンター」という。）を設置し、管理者による適正な保全管理と安全対策の取組を支援しています。

本県では、ため池サポートセンターと連携しながら、効果的・効率的な防災工事等を進めることとします。



サポートセンターによる相談対応



サポートセンターによる現地指導

## 3 情報共有及び連携の方法

県と市町村、岡山県土地改良事業団体連合会等の関係者が参画した協議会を設置し、防災工事等の内容等に係る情報共有や関係者間の連携・調整を行うとともに、今後のため池サポートセンターのあり方などを検討します。

## 第5章 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### 1 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

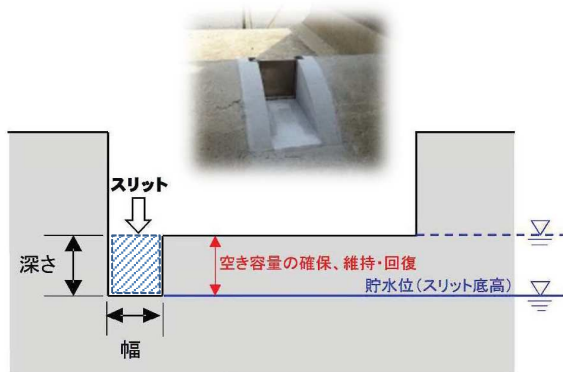
防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施することとしますが、地元の合意形成が困難なことなどから直ちに対策が行えない場合も想定されます。

こうした場合には、市町村等ため池管理者は、当面の措置として応急的な防災工事の実施（洪水吐スリット設置、損傷箇所の補修等）や水位を下げた管理を必要に応じて行うとともに、管理・監視体制の強化を図ることとします。

また、地震又は豪雨により決壊のおそれが生じた場合、市町村は貯水位の強制低下や被災箇所の拡大防止など、決壊の防止に努めるとともに、ハザードマップを活用した住民の避難等を的確に実施します。

### 2 ICT等の先端技術の導入による管理・監視体制の強化

市町村等ため池管理者は、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ICTを含む先端技術を導入し、遠隔監視が可能となる水位計や監視カメラの設置等を必要に応じて検討します。



洪水吐スリットの設置



水位計の設置



## 防災重点農業用ため池 市町村別一覧表

令和3年3月現在

市町村名	農業用 ため池数	防災重点
		農業用ため池
岡山市	1,465	908
玉野市	275	212
備前市	342	131
瀬戸内市	633	237
赤磐市	694	331
和気町	233	75
吉備中央町	289	41
備前県民局計	3,931	1,935
倉敷市	960	543
笠岡市	809	232
井原市	381	189
総社市	357	210
高梁市	280	55
新見市	263	34
浅口市	325	96
早島町	9	5
里庄町	87	45
矢掛町	162	136
備中県民局計	3,633	1,545
津山市	463	225
真庭市	152	63
美作市	398	164
新庄村	—	—
鏡野町	45	31
勝央町	156	43
奈義町	113	48
西粟倉村	—	—
久米南町	230	21
美咲町	383	30
美作県民局計	1,940	625
合計	9,504	4,105

岡山県ため池防災・減災対策指針及び防災工事等推進計画（ため池工事特措法） ロードマップ

項目	内容	役割分担		対象数	R2				R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
		◎：主体 県	○：支援 市町 管理者		Q1	Q2	Q3	Q4												
対策指針	改修・統廃合【ハード】	◎	◎	60																
	類型I (250)		◎	250																
	低水管理【ソフト】		◎	190																
	廃止工事【ハード】	○	◎	100																
	類型III (300)		◎	200																
推進計画 (特措法)	防災重点農業用ため池の指定	◎	○	約 4,100																
	推進計画の策定	◎	○	-																
	劣化状況評価・豪雨耐性評価 (廃止予定を除く)	◎	○	約 3,900																
	地震耐性評価	◎	◎	約 140																
	防災工事	◎	◎	約 250																
	廃止工事	○	◎	約 300																
	定期点検 (経過観察含む)		◎	約 9,500																

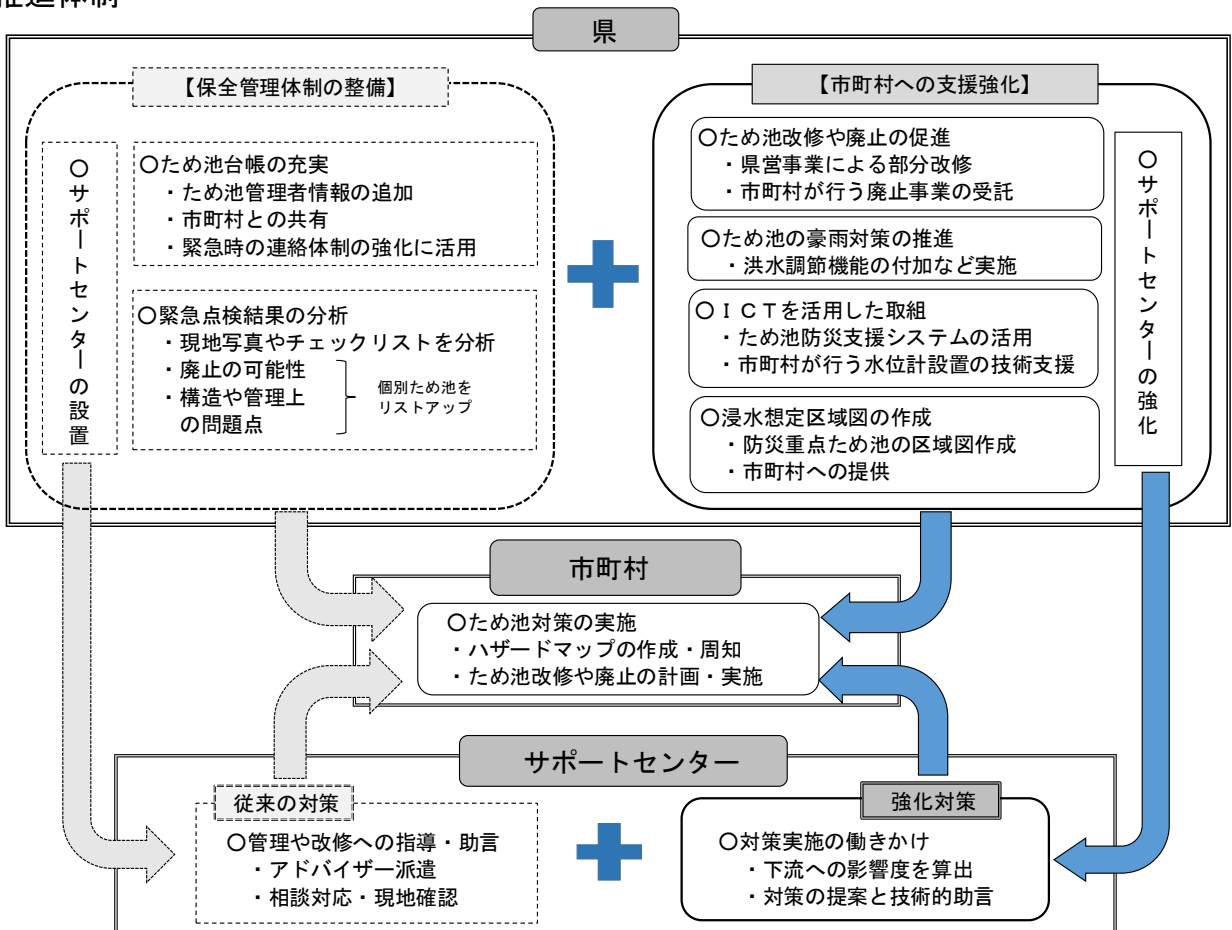
# ため池防災・減災対策指針の概要

## 1 類型化と数値目標（3か年：令和2～4年度）

令和2年5月策定

ため池区分	現 状			類型化		方向性	対策の内容	目標 (箇所)	
	人的被害	農業利用	老朽度		対象数 (箇所)				
農業用ため池	防災重点ため池	被害を与える恐れあり	継続利用あり	高い	I	約250	防災機能を高める	改修や低水管理等による安全性の確保 (ソフト・ハード) うち、統廃合を含む改修の実施 (ハード)	250 60
				低い	II	約3,750	適正な管理を推進する	改修や避難対策等による安全性の確保 (ソフト・ハード) うち、部分改修の実施 (ハード)	
			高い	III	約300	廃止対策を進める	廃止や落水管理等による安全性の確保 (ソフト・ハード) うち、廃止の実施 (ハード)	300 100	
	それ以外	被害の恐れなし	継続利用あり	低い	IV	約4,100	施設を維持する	改修や低水管理等による安全性の確保 (ソフト・ハード) うち、改修の実施 (ハード)	
			継続利用なし		V	約1,400	落水管理・廃止を行う	廃止や落水管理等による安全性の確保 (ソフト・ハード) うち、廃止の実施 (ハード)	

## 2 推進体制



(参考様式)

防災重点農業用ため池経過観察結果報告書

1 ため池名称	〇〇池（まるまるいけ）		
2 データベースコード番号			
3 ため池所有者及び管理者	所有者：〇〇、管理者：〇〇		
4 所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
5 ため池諸元	堤高：〇m、堤長：〇m、総貯水量：〇千m <sup>3</sup>		
6 点検状況	1 管理者常駐（管理所） <input checked="" type="radio"/> 2 定期的に巡回（頻度 〇〇に〇回程度） 3 不定期に巡回（1年に〇回程度）		
7 点検履歴（直近）	点検年月日	〇年〇月〇日	
	点検結果	堤体	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		法面・斜面	C:劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。
		洪水吐き	B:部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。
		取水・放流施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。
その他施設	D:安全であり、通常の管理で問題ない。		
8 経過観察年月日	〇年〇月〇日		
9 経過観察者			
10 経過観察結果	詳細は別紙参照		
(1) 堤体	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 <input checked="" type="radio"/> B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(2) 貯水池内・堤体周辺の法面・斜面	<input checked="" type="radio"/> C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(3) 洪水吐き	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 <input checked="" type="radio"/> A 対策が必要。		
(4) 取水・放流施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
(5) その他施設	C 劣化程度は小さく、当面の管理で問題ない。 B 部分的に劣化が見られ、日常点検での注意が必要。 ただし、劣化状況に応じて対策を講じる必要がある。 A 対策が必要。		
11 その他			

※ 補足事項

- 経過観察は、直近点検（劣化状況評価を含む）において、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断した箇所のみを対象とする。
- 経過観察は、農林水産省が公表している「ため池機能診断マニュアル」等を参考に実施する。  
なお、本様式は「ため池機能診断マニュアル」を参考としている。
- 調査結果の詳細は別紙に添付する。
- 調査結果の報告頻度は、変状等の状況に応じて設定する。